

平成25年度自主参加型国内排出量取引制度査読業務及び温室効果ガス排出量の  
算定・報告・検証に関する調査事業委託業務

---

環境省

地方公共団体における排出量算定・報告制度運営能力向上の  
ための支援プログラム（二次募集）

募集要領

平成25年9月5日

環境省

## 目次

1. 運営能力向上のための支援プログラムの目的・内容	2
(1) 運営能力向上のための支援プログラムの目的	2
(2) 支援プログラムの内容	2
(3) 支援プログラムのスケジュール	3
2. 募集対象となる地方公共団体について	3
3. 応募方法	3
(1) 応募受付期間	3
(2) 応募書類	3
(3) 提出先	4
4. 選定方法	4
5. 選定後の手続	4
6. 情報の取扱い	4
7. お問い合わせ先（支援プログラム事務局）	4
8. 参考情報	5

添付1：地方公共団体における排出量算定・報告制度の運営能力向上のための支援プログラム  
応募様式

## 1. 運営能力向上のための支援プログラムの目的・内容

### (1) 運営能力向上のための支援プログラムの目的

環境省では、「平成 25 年度自主参加型国内排出量取引制度査読業務及び温室効果ガス排出量の算定・報告・検証に関する調査事業」を実施しており、本事業の一環として、地方公共団体における温室効果ガス排出量算定・報告制度（計画書制度等を含む）の運営能力向上のための支援プログラム（以下、支援プログラム）の実施することとしています。

本支援プログラムは、地方公共団体の算定・報告制度運営上のニーズや課題に対応すべく、外部専門家を派遣し、地方公共団体の制度運営能力の向上を図るものです。具体的には、地方公共団体における

- ①報告書の内容確認等の業務の効率化や知見・ノウハウの蓄積
  - ②報告書を提出した事業者に対する排出量の算定又は削減のためのフィードバック
  - ③事業者の適切な削減目標の設定・見直しの支援や、削減対策実施の促進
- へ御活用いただくことを目的としています。

### (2) 支援プログラムの内容

支援プログラムの基本的なメニューとして、たとえば、以下のア)からウ)を想定しています。

#### ア) 報告書の「確認力」の改善・向上のための支援

「温室効果ガス排出量の点検の手引き」（平成 24 年度同事業にて作成）及び付属チェックリスト（8. 参考情報を御参照ください）を活用して、事業者より提出された報告書に誤りがないか確認するノウハウの体得、作業の見直しを図ることで、報告書の確認作業の効率アップを目指します。

また、確認作業の一環として現場視察を実施している地方公共団体に対しては、視察の際にどのような点に着眼し、確認すべきか、簡潔かつ的確にまとめたチェックリストを整備します。現場の状況を適切に把握することで、確認作業の効率化、正確性の向上にもつながります。

#### イ) 事業者への「フィードバック力」の改善・向上のための支援

事業者の排出量の算定・報告又は排出削減対策実施を支援するために有用なフィードバックを行う方法を検討します。具体的にはフィードバックを行うためのマニュアルの作成等を想定しています。作成したマニュアル等を活用することで、事業者の特徴と削減余地を見極め、事業者と要点を押さえたコミュニケーションを図り、適切なフィードバックを行うことで事業者の排出削減対策への取組を支援することを目指します。

#### ウ) 事業者の適切な削減目標の設定・見直しの支援、施策への活用

イ) のフィードバックに加えて、算定報告を基に事業者への相対的／絶対的な評価等を行う

ことにより、事業者に対して自ら削減目標や対策を設定、見直しするように促すための仕組みとして、ベンチマークの設定や取組の評価（例：優良事業者の表彰）などの実施を支援します。

具体的な内容、実施時期等の詳細については、地方公共団体の制度運営状況や御希望を踏まえながら、環境省及び事務局と相談の上、決定します。

### （３）支援プログラムのスケジュール

本プログラムのスケジュールの概要は以下のとおり。

9月5日	参加地方公共団体の募集開始（9月20日まで）
9月27日	参加地方公共団体の選定
9月30日	支援プログラム開始 ・外部専門家との打合せ（現状の課題の整理、支援内容の具体化） ・外部専門家による支援の実施
12月下旬	支援プログラム終了

## 2. 募集対象となる地方公共団体について

募集対象となる地方公共団体は、温室効果ガス排出量算定・報告制度を運営している地方公共団体であって、担当者が1名以上配置されている団体とします。

## 3. 応募方法

### （１）応募受付期間

応募受付期間	支援時期
平成25年 9月 5日（木）～ 9月20日（金）	平成25年 9月 下旬～ 12月末

※応募書類をもとに選定し、その結果をお知らせいたします。

### （２）応募書類

応募様式に必要事項を御記入の上、添付資料とともに1部御提出ください。

提出された応募書類については、支援プログラムにおける選定以外の目的には使用することはありません。また、提出された書類等は、返却いたしませんので予め御了承ください。

必要に応じて、記載内容に関する確認、資料の追加のお願い等のために、環境省又は事務局より様式1に記入された「連絡先」に御連絡する場合があります。

### (3) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17F  
TEL : 03-5521-8354

郵送又は宅配便にて御提出ください。持参、電子メール等では受け付けません。

## 4. 選定方法

地方公共団体の選定に当たっては、応募のあった地方公共団体における算定・報告制度の実施状況や地域バランス等を考慮して、予算の範囲内で3団体程度選定する予定です。

なお、選定結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予め御了承ください。

## 5. 選定後の手続

選定後は速やかに環境省及び事務局と打合せの上必要な準備を開始していただきます。

支援プログラム開始後、参加地方公共団体側で御負担いただく事項としては、以下を想定しています（ただし、支援内容に応じて変わります）。

- 外部専門家との打合せ（及びその準備）に係る時間
- 算定・報告制度の実施状況に係る資料や情報の提供 等

## 6. 情報の取扱い

応募書類に記載された情報は、環境省、事務局限りの取扱いといたします。

## 7. お問い合わせ先（支援プログラム事務局）

有限責任監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス

TEL : 03-6213-1112

栢田（ますだ）：[atsushi.masuda@tohmatu.co.jp](mailto:atsushi.masuda@tohmatu.co.jp)

山口（やまぐち）：[tadashi.yamaguchi@tohmatu.co.jp](mailto:tadashi.yamaguchi@tohmatu.co.jp)

## 8. 参考情報

### (1) 『温室効果ガス排出量の点検の手引き』について

環境省は、平成 24 年度の同事業において、地方公共団体における排出量算定・報告制度の担当者を対象に、事業者から提出される排出量データを点検する際のチェックポイントを分かりやすく説明した実務参考書として『温室効果ガス排出量の点検の手引き』を作成しました。この手引きと付属チェックリストを活用することにより、ポイントを押えた確認を実施することで、提出された排出量データのより正確で効率的な点検作業が期待されます。

『温室効果ガス排出量の点検の手引き』は、次の URL よりダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16204>

### (2) 外部専門家について

このプログラムでは、事務局を務める有限責任監査法人トーマツの専門家が、参加地方公共団体を訪問又は電話・メール等を通じて連絡を取りながら、進めていきます。トーマツの専門家は、東京、名古屋、大阪、福岡の 4 拠点に所在しており、基本的に参加地方公共団体に最も近い専門家が支援を担当する予定です。これにより、地域特性への配慮やきめ細かなコミュニケーションを図っていきます。